

令和3年7月15日
国 税 庁

日英包括的経済連携協定（日英EPA）に関する 単式蒸留焼酎五合瓶の容量規制の英国における緩和手続の完了について

令和3年1月1日に発効した包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英包括的経済連携協定（日英EPA））附属書2-D（焼酎の輸出の促進）に規定される五合瓶の単式蒸留焼酎の容量規制の緩和について、今般英国から、これに必要な英国の国内手続が完了した旨の通告がありました。

同国内手続完了により、すでに英国において流通が認められている日本産単式蒸留焼酎の四合瓶及び一升瓶に加えて、北アイルランドを除く英国においては五合瓶についても流通が認められることとなりました。

本件については外務省のホームページにも掲載されておりますので、ご確認ください。

記

[日英包括的経済連携協定附属書2-D（焼酎の輸出の促進）の実施
（五合瓶流通のための英国の国内手続完了）](#)
（外務省ホームページへリンク）